

第3回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(令和2年5月15日開催)

【本部長指示事項】

(市長)

昨日、新型コロナウイルス特措法に基づき47都道府県に発令されていた緊急事態宣言について、39県で解除されました。

そして、千葉県を含む8都道府県の解除については、来週21日を目途に専門家の評価を聞いたうえで、期限の31日待つことなく可能であれば解除するということであるため、来週の国、県の動向に注目するようお願いいたします。

4月7日の緊急事態宣言を受け、本市においても、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、検査体制の充実や病床の確保、事業者向け臨時相談窓口の設置など、感染拡大防止対策や、事業者の支援に向けた取り組みを実施してきました。

市民の皆様に出外自粛に取り組んでいただき、遊興施設等事業者の皆様にも営業自粛要請に応じていただいた結果が、今出てきています。

本市の感染者数は、緊急事態宣言が延長された5月7日以降、昨日まで8日間連続で0人が続いており、県全体においても新たな感染者数が1桁台の日が続き、昨日は45日ぶりに0人となりました。

市立学校については、早い段階で5月17日までの休校を決定し、市役所についても、市民が生活を維持するために必要な施設を除き、すべての市の施設について閉館を継続してきました。現在、各施設の再開に向けての考え方を整理しておく時期に入ってきました。速やかに対応するようお願いいたします。

多くの関係者の協力をもって、今、市の感染状況は落ち着いてきていますが、今後、段階的に緩和していくことが大切になってきます。社会経済活動を再開する一方、市民の皆様が決して感染予防行動を緩めることがないよう、しっかりとメッセージを発しながら、ステージごとに適切な対応をとるようお願いいたします。

また、第2波が来た時の対応についても、しっかりと各部署で検討するよう指示します。第2波に備え、保健福祉局を中心に、病床数から見た判断基準を整理していますので、これを踏まえ、各部署で適切に対応するようお願いいたします。